

## 大分大学地域連携プラットフォーム推進機構規程

令和5年2月28日制定 全部改正  
令和5年学内共同教育研究施設等規程第1号

大分大学地域連携プラットフォーム推進機構規程（平成27年規程第63号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第7条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）において、地域を志向した教育、研究、地域課題解決及び人材育成を行うとともに、大分県内の産業界、地方公共団体、高等教育機関等各事業協働機関が協働及び連携した組織である、おおいた地域連携プラットフォームの運営に寄与することを目的として設置する、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### （業務）

第2条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 地域を志向した教育、研究、地域課題解決及び人材育成に係る教育プログラム開発等に関すること。
- （2） 学生の大分県内への定着に関すること。
- （3） リカレント教育プログラム（おおいた地域連携プラットフォームに関するものに限る。以下同じ。）に関すること。
- （4） おおいた地域連携プラットフォームの運営に関すること。
- （5） おおいた地域連携プラットフォームの事業の推進に関すること。
- （6） その他おおいた地域連携プラットフォーム及び機構の運営に関し必要な事項

### （構成）

第3条 機構は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 機構長
- （2） 副機構長
- （3） 主担当の教員
- （4） 機構のコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）
- （5） その他機構長が必要と認める者

### （機構長）

第4条 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 機構長は、機構の業務を掌理する。

### （副機構長）

第5条 副機構長は、学長が指名する副学長、学長特命補佐又は学長補佐をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

### （主担当の教員）

第6条 主担当の教員は、第2条に規定する業務を行うとともに、機構の管理運営上の調整を行う。

2 主担当の教員の選考等は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に基づき、学長が行う。

（コーディネーター）

第7条 コーディネーターは、主担当の教員と連携の上、第2条に規定する業務を行うとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 他の大学，地方公共団体，団体，企業その他の学外機関との連絡・調整に関すること。
  - (2) 教育プログラム開発及び運用に関すること。
  - (3) リカレント教育プログラムの運用に関すること。
  - (4) 教育支援及び就職・研究支援に係るおおいた地域連携プラットフォームの各種事業の企画，調整及び実施支援に関すること。
  - (5) 地域のニーズとシーズのマッチングに関すること。
  - (6) その他機構の事業推進に関すること。
- 2 コーディネーターの選考は、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）の推薦に基づき、学長がこれを任命する。
- 3 コーディネーターの活動状況は、運営会議において1年ごとに評価を行うものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

（運営会議）

第8条 機構の円滑な運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

（専門委員会）

第9条 第2条に規定する業務の具体的な検討，実行等のため、次の各号に掲げる専門委員会を置くことができる。

- (1) 教育プログラム開発委員会
  - (2) リカレント教育プログラム委員会
  - (3) その他機構の業務推進に必要な専門委員会
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第10条 機構に関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年学内共同教育研究施設等規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年学内共同教育研究施設等規程第3号）  
この規程は、令和5年8月21日から施行する。